

令和6年度 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業 要綱

公益社団法人福岡県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が、深刻化しているトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者（以下「会員」という）が従業員に「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」、「けん引免許」を取得、または「特例教習」を受講させた際の教習料の一部を助成することで、トラックドライバーの雇用の安定確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

〔助成対象〕

第2条 令和6年4月1日から令和7年2月末日まで（令和7年3月の免許取得は助成対象外）に、助成対象の免許を取得した従業員（会員の社会保険に加入している者に限る）が在籍している会員事業所を対象とし、次の事項を満たすものとする。

- （1）助成人数は1会員に対し3名までとする。
- （2）年度内における同一従業員に対する助成回数は1回限りとする。但し、特例教習の受講はこの限りではない。
- （3）免許を取得した従業員の住所が福岡県内もしくは福岡県に隣接する市郡等（佐賀市、鳥栖市、神崎市、唐津市、小城市、荒尾市、山鹿市、玉名市、日田市、中津市、宇佐市、下関市、三養基郡、神埼郡、玉名郡に限る。次号（4）及び次項（2）において同じ。）であること。
- （4）指定自動車教習所（自動車学校を含む。以下「教習所」という。）の所在地が福岡県内もしくは福岡県に隣接する市郡等であること。但し、合宿免許等の教習所の所在地はこの限りではない
- （5）けん引免許は、中型・大型免許既得者が取得した場合のみとする。

2 前項の規定に係わらず、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月末まで）に高等学校を卒業（高等学校卒業に準ずる場合も含む）し、会員事業所に在籍している者については、在校中に取得した準中型免許または受講した特例教習も助成対象とし、次の事項を満たすものとする。

- （1）前項（1）の規定に係わらず、助成人数は1会員に対し3名までとする。
- （2）免許を取得した従業員の住所が福岡県内もしくは福岡県に隣接する市郡等であること。

〔予算額〕

第3条 予算額は35,050,000円とする。

〔助成額〕

第4条 助成額は、教習料の半額（1円未満は切り捨て）とし、1人当たりの助成額は、次に定める上限額までとする。

2 1人当たりの助成上限額は次の通りとする。

免許種別	1人当たり助成上限額
準中型免許の取得	100,000円
中型免許の取得	50,000円
大型免許の取得	100,000円
けん引免許の取得	60,000円
5トン限定準中型免許の限定解除	25,000円
8トン限定中型免許の限定解除	25,000円
特例教習の受講	100,000円

〔申請受付期間〕

- 第5条 助成交付請求の申請受付期間は、令和6年4月1日から令和7年2月末日までとする。
- 2 前項の受付期間において、助成交付請求を先着順で受け、申請額が第3条に定める予算額に達したとき、その時点で助成交付請求を締め切るものとし、県ト協はその旨を会員に通知する。
- なお、その時点で受け付けている助成交付請求については、調整の上、助成金額を決定するものとし、その場合には助成上限額が支払われないことがある。
- 3 県ト協は、助成交付請求を受理した場合、その旨を会員へ通知しなければならない。

〔申請書類〕

- 第6条 会員は第5条第1項に定める期間に、次の助成交付請求の書類を県ト協に申請する。
- (1) 交付請求（免許取得後）
- ①準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業 助成金交付請求書（様式1）
 - ②誓約書（様式2）
 - ③取得後の運転免許証（写）
 - ④教習所発行の特例教習受講証明書（写） ※特例教習受講に限る
 - ⑤健康保険証（写）
 - ⑥教習所の受講を証明する書類（様式4） ※特例教習受講は除く
 - ⑦教習所発行の領収書（写）
※領収書（写）は会員事業者宛のみ有効で、従業員個人宛の領収書（写）は不可。
 - ⑧免許取得後の点呼記録簿及び運転日報 各7日分（写）
※合宿免許等で福岡県外及び福岡県に隣接する市郡等以外の教習所を利用する場合のみ提出。
- (2) 交付請求（高等学校等在校中に準中型免許取得）
- ①準中型免許取得助成事業 助成金交付請求書（様式3）
 - ②誓約書（様式2）
 - ③取得後の運転免許証（写）
 - ④教習所発行の特例教習受講証明書（写） ※特例教習受講に限る
 - ⑤健康保険証（写）
 - ⑥高等学校等の卒業を証明する書類（写）〔卒業証書、卒業証明書など〕
 - ⑦教習所から免許取得者宛の領収書（写）及び免許取得者から会員事業者宛の領収書（写）

〔助成金の交付〕

- 第7条 県ト協は会員から第6条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めたととき、会員に対し助成金を交付する。

〔助成金の返還〕

- 第8条 県ト協は、会員から提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

〔その他〕

- 第9条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、労務厚生委員会において協議するものとする。

- 〔附則〕 本要綱は、令和6年4月1日から適用する。